委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	野迫川村	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.vill.nosegawa.nara.jp/life_guide/mynumber_01.html	

執行機関名 野迫川村長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例(平成24年9月11日条例第8号)に基づく 事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		野迫川村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一の第5の項 野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例(平成24年9月11日条例第8号)に基づく 事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例(平成24年9月11日条例第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の <u>健康の保持増進</u> を図るため、その医療費の一部を助成し、もつてひとり親家庭の親子等の <u>生活の安定と福祉の向上</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例(平成24年9月11日条例第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例第2条		
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	被扶養者である子どもの医療費の助成要件を満たしていることについての <u>審査に</u> <u>関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項第1号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下の二条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該児童又は児童を扶養する者に係る市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第1項第1号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該児童又は児童を扶養する者に係る住民票に記載された住民票関係情報		

備考	